

令和2年4月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一(会長代理)
会長	13番	野村	栄治

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第1号 農用地利用計画変更の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 農用地利用集積計画の作成について

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

② 相続登記に関する報告

5. その他

① 農業委員会事務分掌について

② 次期総会について

令和2年5月22日（金）午前9時から 和泊町役場 結いホール

議案提出締切日：5月15日（金）午後5時まで

現地確認調査日：5月18日（月）午後1時30分から

議案発送日：5月19日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	先山	照子	事務局次長	西村	雄次
事務局主査	大坪	忠仁	任用職員	久富	ひとみ
任用職員	川村	奈央			

<p>9:00～ 事務局</p>	<p>皆さん、おはようございます。ただ今より令和2年4月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。会長のあいさつの前に新型コロナウイルス感染症の拡大防止という事で色々な会議・研修等が中止・延期となって皆様には大変なご苦勞ご不便をおかけしていると思います。しかしながら農業委員会の総会につきましては、全国農業会議所のほうから運営等の対応についてという通知が届いております。お配りしてあります別紙1です。農業委員会の定例総会は、法令事務を執り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっております同時に、会議の公開、議事録の公表等が法律上規定されているという事で、今回は、三密を避けて、窓を全開にて換気に注意しての開催しております。できるだけ議事の方もスムーズに短時間で終わらせる事ができるよう心がけますので皆様のご協力をお願いします。それでは、会長からのあいさつをお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>おはようございます。今の局長からの話にありましたように短時間で総会が終われるようお願いいたします。先月、農業会議所の会に出席しまして、人・農地プランの実質化に向けた活動と農業新聞と農業者年金の推進と活動記録簿の記入をお願いします、という事でした。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、まず議事録署名委員の指名を致します。玉野委員、谷山委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第1号 農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、説明します。整理番号1 計画変更は除外です。土地の所在が国頭字鍛冶〇〇 普通畑 1,106㎡の内499.01㎡ 自作地 申請人が手々知名〇〇番地の〇〇氏、変更又は譲渡理由が一般住宅・駐車場で所有権の移転を伴います。譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏です。こちらの対価が〇〇万円となっております。整理番号2 計画変更は除外です。土地の所在が国頭字鍛冶〇〇 普通畑 1,106㎡の一部606.98㎡ 自作地 申請人が手々知名〇〇番地の合同会社〇〇、変更理由が障害者就労支援事業所・相談所・駐車場です。権利の種類が使用貸借で貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。使用期間が</p>

	5条許可後から5年間です。こちら2件は、農振法第13条第2項の各号5の要件をすべて満たしていると考えます。審議をお願いします。
議長	整理番号1, 2番, 質問はありませんか。 (なしの声) 採決の前に場所の確認をしたいと思います。スクリーンをお願いします。
事務局	国頭の県道空港線からのこちらになります。こちらの1筆全部を転用する事になります。
議長	確認できましたか, それでは, 採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次, 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので, 次のとおり審議を求める。事務局, お願いします。
事務局	はい, それでは, 申請番号1 土地の所在が国頭字東川〇〇 普通畑 農用地区域内 1,790㎡ 譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で経営面積が〇〇㎡, 申請事由が経営規模拡大で, こちらは, 令和2年2月の総会で売りあっせんの申出がありましたので, 農業委員のあっせんによる売買となっています。全面積〇〇万円です。申請番号2 土地の所在が国頭字宇宗〇〇 普通畑 農用地区域内 3,313㎡ 譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で経営面積が〇〇㎡, 申請事由が身内への贈与となっています。これらの申請は, 農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため許可要件すべてを満たしております。以上です。審議をお願いします。
議長	質問, 補足説明等はありませんか。
今井委員	はい, 申請番号1の補足説明をします。譲渡人の〇〇氏は, シルバー人材センターで働く70代のお元気な方です。売りに出された畑の周りの畑は, ほぼ, 譲受人が耕作している畑でしたのであっせんをかけました。2月の総会であっせん価格の下限が〇〇万円でしたが, 畑自体が波をうってそれに手を加えたいという事で〇〇万円を下回ってしまいました, お互い納得した上での売買でしたので問題はないと思います。以上です。
川間委員	申請番号2の所有権移転ですが, 身内への贈与という事で特に問題はありませんでした。以上です。

議 長	申請番号1の売買ですが、総会でのあっせん価格が高いという事はありませんでしたか。
今井委員	あっせん価格は妥当だったと思います。
議 長	<p>それでは、採決します。許可に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで許可します。次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、申請番号1 土地の所在が根折字松野俣原〇〇 普通畑 農用地区域内 349㎡ 譲渡人が根折〇〇番地の〇〇氏、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏、この案件につきましては、先月の総会で農用地利用計画変更の申請がありました。転用の用途が乾燥飼料置場・通路で申請事由が乾燥飼料置場が緊急に必要となり、畜舎に隣接するこの申請地を譲り受け飼料置場を設置するためです。その他の状況としましては、対等交換となっています。7ページの意見書になりますが、基盤整備のされた第1種農地なので基本転用できないのですが例外がありまして農業用施設という事でしたら許可できます。資金力等も問題ないと認められますが、3月の農用地利用計画変更の申請がまだ県との協議中でして、その許可が下り次第、今回の採決の結果の許可証の発行をすることになります。以上です。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、採決の前に大山委員、退席をお願いします。</p> <p>(大山委員 退席)</p> <p>許可に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで許可します。</p> <p>(大山委員 着席)</p> <p>次に、議案第4号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>

事務局	<p>はい、それでは、説明します。皆さん、資料に目を通していらっしゃると思いますので、ある程度は割愛させていただきます。申請番号1番から3番までは更新です。以前の契約と変わりはありません。申請番号4番は新規になります。以前の借受人でした農業法人〇〇が現在活動を中止しておりますので新たに〇〇氏との契約ということになります。以上です。</p>
議長	<p>1番から4番まで質問はありませんか。  (なしの声)</p> <p>それでは、採決します。許可に賛成の方は挙手をお願いします。  (全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで許可します。次に、議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する債務を負っている。このことを改めて自覚し、組織一丸となって、別紙事項の内容について申し合わせ決議する。という事です。先程、局長からいろいろと見せてもらいましたが、全国各地で我々の想像を絶する農業委員の違反行為などがあるようです。和泊町ではその様な事はないと思いますが、法令に従って職務を遂行してください。大きな問題でなくても越権行為など農業委員としてやってはいけないことなど各々が自覚して職務の遂行にあたらなければならないと思います。我々が行ってもよい事と行ってはならない事をしっかり自覚してください。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>毎年4月に申し合わせ決議をしているのですが、今年度も皆さん心新たに職務の遂行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、決議文を徳永委員、朗読をお願いします。</p>
徳永委員	<p>はい、それでは、決議文を読まさせていただきます。  「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一委員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する債務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち、農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

	<p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し，法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に，農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限，同法33条の議事録の公表を適切に実施し，農業委員会の議事の公正さを確保する。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修会等を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">令和2年4月23日 和泊町農業委員会</p>
議長	<p>今，読んでいただいた通り，他の人から誤解を受けるような行動をとらないように心がけてください。よろしくお願ひします。それでは，合意解約の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，それでは，整理番号1，2ですが，公社を通して契約で所有者を〇〇氏として契約をしていたのですが，実際には島外の方の所有でして〇〇氏がお金をもらって島外の方に送金していたようです。それなので，一度解約して本当の所有者と新たに契約するための解約になります。3，4も同じく公社を通しての契約でしたが，基盤整備により土地の地番が変わったための解約になります。5番ですが，使用貸借で契約しておりまして，面積も小さく長い間耕作されておらず非農地判断をするための解約になります。6番ですが，相対で使用貸借の契約をしておりまして，それとは別に同じ貸し手，借り手で基盤整備をした畑の1筆を公社を通しての契約があります。そのすべての契約を一度解約して新しく契約をし直します。使用貸借の条件が，耕作者の方が基盤整備にかかった負担金を支払うという事です。3年間の使用貸借の契約を公社を通して行う事になっています。その契約は，来月の総会に上がってきます。以上です。</p>
議長	<p>相続の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，相続の報告をします。整理番号1 土地の所在が大城字川嶺〇〇畑 549㎡他5筆 合計面積 12,762㎡ を大城〇〇番地の〇〇氏が相続しました。この畑は，貸あっせんの希望がありますので谷山委員，お願いします。整理番号2 土地の所在が国頭字新珍〇〇畑 491㎡ 他8筆 合計面積11,151㎡ を国頭〇〇番地の〇〇氏が相続しました。以上です。</p>
議長	<p>1番の畑は，誰が耕作しているのですか。</p>
谷山委員	<p>はい，〇〇農園さんがみなしで何年間か耕作しています。</p>

議 長	みなしでしているのでしたら,ちゃんと契約をするように進めてください。次, 農業委員会事務分掌について 事務局, お願いします。
事務局	今年度の分掌事務になります。会長が農業委員会組織の運営全般です。私が, 農地法第3条に関するのと農振法に関するのと, 次長が今年から農地法第4条5条と機構集積支援事業, 農地移動適正化あっせん事業を担当します。大坪が今年度は農地中間管理事業と基盤強化促進法に関する事務を主として担当してもらいます。今年度から会計年度任用職員の久富さんには, 農業者年金と農業新聞の推進を担当してもらいます。同じく任用職員の川村さんには, 農業委員会の庶務全般と文書管理事務を担当してもらうことになりましたので, よろしくお願いします。次のページに年間行事予定計画が載っていますので確認してください。ほぼ, 昨年と同様です。8月の中旬に農業者と語る会を計画しています。ブロック別研修会が今年度は知名町になります。以上です。
議 長	何か質問はありませんか。(なしの声) 次期総会については, 5月22日金曜日にこの会場です。議案の締め切りが15日ですのでご協力をお願いします。以上を持ちまして本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年4月23日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_